

第 1 回 会 議 資 料

平成 1 7 年 2 月 5 日 (土) 午 後 1 時 3 0 分 ~

釧路プリンスホテル 2 階 鶴の間

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

第1回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議次第

日時：平成17年2月5日（土）午後1時30分～

会場：釧路プリンスホテル 2階 鶴の間

1 開 会

2 会長、副会長挨拶

3 委嘱状交付

4 監査委員の委嘱

5 報告事項

報告第1号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議の経過

報告第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等の報告

(1) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程

(2) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程

(3) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会の現金預入金融機関

(4) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

6 協議事項

議案第1号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程について

議案第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程について

議案第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程について

議案第4号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会専門部会設置規程について

議案第5号 平成16年度釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事業計画について

議案第6号 平成16年度釧路市・阿寒町・音別町合併協議会歳入歳出予算について

議案第7号 新市建設計画（素案）について

議案第8号 合併協定項目について

7 その他

8 閉 会

資 料 一 覧

【会議資料】

（報告事項）

報告第1号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議の経過	1ページ
報告第2号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認	
	(1) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会設置に関する協議書	3ページ
	(2) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約	5ページ
	(3) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約に関する協議書	9ページ
	(4) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書	13ページ
報告第3号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等の報告	
	(1) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程	15ページ
	(2) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程	19ページ
	(3) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会の現金預入金融機関	23ページ
	(4) 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	25ページ

（協議事項）

議案第1号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程について	27ページ
議案第2号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程について	33ページ
議案第3号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程について	39ページ
議案第4号	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会専門部会設置規程について	43ページ
議案第5号	平成16年度釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事業計画について	49ページ
議案第6号	平成16年度釧路市・阿寒町・音別町合併協議会歳入歳出予算について	53ページ
	今後の予定について	61ページ
	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等名簿	63ページ
	釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局職員名簿	65ページ

【別添資料】

資料1	新市建設計画（素案）について
	1 - 1 新市建設計画（素案）(案)
	1 - 2 財政計画（案）参考資料
	1 - 3 附属資料（案）
	1 - 4 新旧対照表
資料2	合併協定書修正案

報告第1号

釧路市・阿寒町・音別町合併協議の経過

1 平成17年1月17日

4 首長会議が開催され、白糠町から住民投票の結果を受け、合併協議を継続することができない旨の表明があったことから、白糠町を除く3市町で、合併特例法期限内での合併申請を目指し、協議を継続することで合意する。

2 平成17年1月21日

3 首長会議が開催され、1月臨時議会での合併協議会設置の議決と2月上旬に第1回の合併協議会の開催を目指すことで合意する。

3 平成17年1月22日

3市町が、臨時議会へ提案する合併協議会の規約案などについて話し合いを行う。

4 平成17年1月31日

3市町議会の議決を受けて、3首長が協議書の内容について話し合いを行う。

5 平成17年1月31日

「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会設置並びに規約に関する協議書」に3首長が調印、告示により「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」が設置される。

報告第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認
説明資料1

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会設置に関する協議書

釧路市、阿寒町及び音別町（以下「関係市町」という。）は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、平成17年1月30日までに関係市町すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年1月31日

釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市
釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号
阿寒町
阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡音別町本町1丁目40番地
音別町
音別町長 高 野 武

報告第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認

説明資料2

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 釧路市、阿寒町及び音別町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会という。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、関係市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

2 委員の定数は、関係市町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、第8条第1項第1号の委員となるべき者のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者(会長に充てられた者を除

く。)をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ関係市町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
 - (2) 関係市町の助役
 - (3) 関係市町の議会の議長及び副議長
 - (4) 関係市町の議会の議員のうちから、それぞれ関係市町の議会の選出した者各5人以内
 - (5) 関係市町の長が選出する学識経験を有する者各10人以内
- 2 前項に定める者のほか、必要に応じて関係市町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って

定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その担任する事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会を置く場合には、第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、関係市町の長の協議を経て、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、関係市町の長が協議のうえ、関係市町がそれぞれ負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議のうえ、関係市町の監査委員のうち2人に委嘱して行う。

2 前項の規定による委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、関係市町のいずれかの例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 会長、副会長、委員、監査委員及び第 9 条第 4 項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、関係市町のいずれかの例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第 2 号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認
説明資料 3

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約に関する協議書

釧路市長、阿寒町長及び音別町長（以下「関係市町の長」という。）は、
釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定す
る関係市町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のと
おり協議したので協議書を取り交わす。

記

第 1 協議して定める事項

- 1 規約第 4 条（協議会の事務所）
- 2 規約第 5 条第 2 項（委員の定数）
- 3 規約第 6 条第 1 項（会長）
- 4 規約第 7 条第 2 項（会長の職務の代理）
- 5 規約第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項（委員）
- 6 規約第 13 条第 2 項（事務局）
- 7 規約第 14 条（経費の負担）
- 8 規約第 15 条第 1 項（監査）

第 2 協議して定めた事項

- 1 規約第 4 条に規定する協議会の事務所について
協議会の事務所は、釧路市に置く。
- 2 規約第 5 条第 2 項に規定する委員の定数について
委員の定数は、会長及び副会長を含め 59 人とする。
- 3 規約第 6 条第 1 項に規定する会長について
会長は、釧路市長をもって充てる。
- 4 規約第 7 条第 2 項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者は、阿寒町長をもって充てる。

5 規約第8条第1項第4号及び第5号並びに第2項に規定する委員について

(1) 規約第8条第1項第4号及び第5号の委員の定数は、第4号に規定する委員にあつては各5人、第5号に規定する委員にあつては各10人とする。

(2) 規約第8条第2項に規定する委員は、関係市町の長が別に協議して定める。

6 規約第13条第2項に規定する事務局について

事務局の組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程（別紙）

7 規約第14条に規定する協議会に要する経費について

協議会に要する経費の負担方法は、次のとおりとする。

(1) 関係市町は、各関係市町の住民に対する合併協議会の広報紙発行に要する経費相当額について、それぞれ関係市町に係る額を負担する。

(2) 関係市町は、合併協議会の経費から前号に定める額を除いた額について、均等して負担する。

8 規約第15条第1項に規定する監査について

監査を行う者は、阿寒町及び音別町の監査委員各1人とする。

第3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係市町の長が協議して定めるものとする。

第5 協議の発効

この協議は、平成17年1月31日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年1月31日

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡音別町本町1丁目40番地

音別町

音別町長 高 野 武

報告第 2 号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約等の確認

説明資料 4

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に 基づく協議書

釧路市長、阿寒町長及び音別町長（以下「関係市町の長」という。）は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 2 項及び釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約に関する協議書（以下「規約に関する協議書」という。）第 2 の第 5 項第 2 号に規定する関係市町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第 1 協議して定めた事項

規約第 8 条第 2 項及び規約に関する協議書第 2 の第 5 項第 2 号に規定する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 釧路公立大学助教授 岡 田 浩

(2) 北海道釧路支庁地域政策部長 駒 込 政 彦

第 2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第 3 協議の発効

この協議は、平成 17 年 1 月 31 日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書 3 通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 1 7 年 1 月 3 1 日

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡音別町本町 1 丁目 4 0 番地

音別町

音別町長 高 野 武

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等

説明資料1

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長、副班長、書記その他必要な職員を置く。

2 班の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に規定する事務局の職員（以下「職員」という。）は、釧路市、阿寒町及び音別町（以下「関係市町」という。）の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

- 3 班長は、分掌事務を総括管理し、所属する副班長、書記を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、班長の職務を代理する。
- 5 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第 5 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。ただし、200万円未満の支出に限る。
- (2) 職員の休暇並びに時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

(情報公開の取扱い)

第 6 条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、会長が属する市町(以下「会長市町」という。)の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第 7 条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、その名称、規格、書体、個数、使用区分及び保管責任者は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長市町の例によるものとする。

(職員の服務)

第 8 条 職員の服務及び勤務条件については、関係市町の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長市町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 9 条 職員の給与については、それぞれが所属する市、又は町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項

は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班	分 掌 事 務
総務・計画班	(1) 庶務及び会計に関すること (2) 合併の諸手続きに関すること (3) 協議会の会議に関すること (4) 合併に係る広報広聴に関すること (5) 合併に係わる資料の編纂に関すること (6) 人事に関すること (7) 報酬等の支給に関すること (8) 合併の方式及び期日に関すること (9) 新市の名称、事務所の位置に関すること (10) 新市建設計画に関すること (11) 財政計画に関すること (12) 国、北海道との連絡調整に関すること (13) その他他の班に属さないこと
調 整 班	(1) 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること (2) 特別職、一般職の職員の身分の取扱いに関すること (3) 組織及び機構に関すること (4) 一部事務組合等の取扱いに関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 地方税の取扱いに関すること (7) 条例、規則等の取扱いに関すること (8) 使用料、手数料等の取扱いに関すること (9) 補助金、交付金等の取扱いに関すること (10) 町名・字名の取扱いに関すること (11) 公共的団体等の取扱いに関すること (12) 慣行の取扱いに関すること (13) 国民健康保険事業の取扱いに関すること (14) 介護保険事業の取扱いに関すること (15) 消防団の取扱いに関すること (16) 各種事務事業の取扱いに関すること

別表第 2 (第 7 条関係)

公 印 の 名 称	規 格 (ミ リ メ ー ト ル)	書 体	個 数	使 用 区 分	保 管 責 任 者
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会会長印	方 2 1	てん書	1	会長名をもって 発する文書	事務局長
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会会長職務代 理者印	方 2 1	てん書	1	会長職務代理者 名をもって発す る文書	事務局長
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会事務局長印	方 1 8	てん書	1	事務局長名をも って発する文書	事務局長

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等

説明資料2

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第16条の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、釧路市、阿寒町及び音別町の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充当については、会長が属する市町の例によるものとする。

(決算等)

第 7 条 会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 平成 16 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行の日以後第 1 回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 広報広聴費
2 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等
説明資料3

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会の現金預入金融機関

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程第5条第2項に規定する現金預入金融機関を次のとおり定める。

記

株式会社 北洋銀行釧路中央支店

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程等

説明資料4

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,700円とする。ただし、釧路市、阿寒町及び音別町の長、助役その他常勤職員、議会議員並びに北海道職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、会長が属する市町の例により一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、釧路市、阿寒町及び音別町の長、助役その他常勤職員並びに北海道職員から選任された委員が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月31日から施行する。

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しな

ければならない。

(傍聴人の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な物を持っている者
- (3) 前2号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第12条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

別表（第13条関係）

会議録等を公開する場所		公開する時間
名称	所在地	
釧路市役所	釧路市黒金町7丁目5番地	午前8時50分から 午後5時20分まで (閉庁日を除く。)
釧路市役所鳥取支所	釧路市新橋大通1丁目2番20号	
釧路市役所春採支所	釧路市武佐1丁目3番4号	
釧路市役所桜ヶ岡支所	釧路市桜ヶ岡4丁目3番28号	
釧路市役所大楽毛支所	釧路市大楽毛5丁目1番22号	
釧路市鳥取コミュニティセンター	釧路市鳥取北8丁目3番10号	午前10時から午後6時まで。ただし、土・日は午前10時から午後5時まで (休館日を除く。)
釧路市東部地区コミュニティセンター	釧路市益浦1丁目20番20号	
釧路市中部地区コミュニティセンター	釧路市愛国191番地5511	
市立釧路図書館	釧路市幣舞町4番6号	午前9時30分から午後5時まで。ただし、土・日は午前10時から午後5時まで (休館日を除く。)
阿寒町役場	阿寒町中央1丁目4番1号	午前8時30分から午後5時まで (閉庁日を除く。)
阿寒町役場阿寒湖支所	阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番1号	
阿寒町役場布伏内出張所	阿寒町字舌辛原野22線北51番地地先	
音別町役場	音別町本町1丁目40番地	午前8時30分から午後5時まで (閉庁日を除く。)

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(種類及び委員)

第3条 小委員会は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第 7 条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程第 6 条から第 1 3 条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第 8 条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

小委員会名	担任する事項	構成	定数
新市建設構 想小委員会	新市の建設計画、合併の方式、期 日、新市の名称及び事務所の位置 など、新市のまちづくりに関する 事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内及び共通委員2 人	11人 以内
広報広聴 小委員会	協議会の担任する事務に住民意見 を広く反映するための意識啓発、 広報及び広聴に関する事項	関係市町の委員の うちから各2人以 内	6人 以内
行財政 小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議 員の定数及び任期の取扱いなど、 行財政に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
住民生活 小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、 環境衛生事業の取扱いなど、住民 生活に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
健康福祉 小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、 各種福祉事業の取扱いなど、介護、 健康、福祉、医療に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
産業経済 小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、 農林水産関係事業、商工・観光関 係事業、勤労者関連事業の取扱い など、産業経済に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
都市環境 小委員会	道路、河川、住宅、空港・港湾な どの建設関係事業、都市計画、上 下水道の取扱いなど、都市環境に 関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内
教育文化 小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポ ーツ振興事業の取扱いなど、教育 文化に関する事項	関係市町の委員の うちから各3人以 内	9人 以内

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議し、又は調整する。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、釧路市、阿寒町及び音別町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

(幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報

告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 5 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

団 体 名	職 名
釧 路 市	助 役
	総 務 部 長
	企 画 財 政 部 長
阿 寒 町	助 役
	総 務 課 長
	ま ち づ くり 推 進 課 長
音 別 町	助 役
	総 務 課 長
	合 併 対 策 室 長

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会(以下「協議会」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整する。

(部会員)

第3条 専門部会は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会の部会員は、釧路市、阿寒町及び音別町(以下「関係市町」という。)の関係所管部課の職員をもって充てる。
- 3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、会務を掌理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要に応じて随時開催する。

- 2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する関係市町の担当部課が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	所 管 事 項
総務専門部会	総務、人事、例規、電算、防災・消防などに関する こと及び他の部会に属さない事項
財政専門部会	財政、管財に関すること
企画専門部会	新市建設計画、企画調整、広報広聴などに関する こと
議会事務局専門部会	議会全般に関すること
住民専門部会	国保、戸籍・住基、コミュニティ、交通安全などに 関すること
税務専門部会	税全般に関すること
環境専門部会	環境衛生、廃棄物処理、公害対策などに関する こと
健康福祉専門部会	介護、健康、福祉、医療などに関する こと
産業経済専門部会	農林水産、商工観光、自然公園などに関する こと
建設専門部会	建設、住宅、空港・港湾などに関する こと
都市計画専門部会	都市計画、都市開発、公園・緑地などに関する こと
上下水道専門部会	水道、下水道などに関する こと
教育専門部会	学校教育、生涯学習、社会教育、公民館などに 関すること

平成16年度 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事業計画（案）

項目	事業項目	内 容	時 期
1	合併協議会等の開催	第1回合併協議会 ・ 委嘱状交付 ・ 監査委員の委嘱 ・ 規約、各種規程等の報告・協議 ・ 事業計画・予算（案）の協議 ・ 新市建設計画（素案）の協議 ・ 合併協定項目修正案の協議	2月5日
		第2回合併協議会 ・ 新市建設計画（案）の協議 ・ 合併協定項目修正案の協議	2月下旬
		合併協定調印式	3月上旬
2	合併協議会だよりの発行	合併協議に対する住民の理解を深めるため、広報誌を発行する。	2月・3月
3	ホームページの開設	合併協議に対する住民の理解を深めるため、ホームページを開設し、住民への広報を行う。	2月
4	意見箱の活用	各市町が設置している意見箱等を活用し、住民意見の聴取に努める。	随時

その他

1．協議会の開催予定について

第2回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

日 時 平成17年2月25日(金曜日)午後1時30分

会 場 釧路パシフィックホテル 3階 飛鳥の間

2．今後の予定について

3月上旬 合併協定調印書の調印

3月中旬 各市町議会で合併議決

3月下旬 北海道知事へ合併申請書の提出

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等名簿

平成17年2月5日現在

区 分		釧 路 市		阿 寒 町		音 別 町	
職 名	委員区分	職（選出団体名）	氏 名	職（選出団体名）	氏 名	職（選出団体名）	氏 名
正副会長	1号委員 (首 長)	釧路市長 (会長)	伊 東 良 孝	阿寒町長 (副会長)	中 島 守 一	音別町長 (副会長)	高 野 武
委 員	2号委員 (助 役)	釧路市副市長	折 原 勝	阿寒町助役	本 吉 俊 久	音別町助役	近 藤 登司雄
	3号委員 (正副議長)	釧路市議会議長	宮 下 健 吉	阿寒町議会議長	山 崎 征 勝	音別町議会議長	筈 寄 昌 晴
		釧路市議会副議長	千 葉 光 雄	阿寒町議会副議長	松 岡 尚 幸	音別町議会副議長	山 田 忠 孝
	4号委員 (議会議員)	釧路市議会議員	二 瓶 雄 吉	阿寒町議会議員	吉 田 守 人	音別町議会議員	田 井 博 行
			花 井 紀 明		松 橋 主 幸		岸 山 敏 安
			草 島 守 之		佐 藤 英 雄		小 山 昭 二
			高 橋 宏 政		粟 野 二 郎		本 城 洋
	5号委員 (学識経験者)	釧路市連合町内会 釧路市社会福祉協議会 連合北海道釧路地域協議会 釧路市女性団体協議会 釧路市老人クラブ連合会 釧路消費者協会 釧路青年会議所 まちづくり市民会議 釧路市・釧路町合併協議会設置請求代表	濱 屋 重 夫	阿寒町商工会	金 山 泰 明	音別町農業協同組合	筈 寄 通 晴
			矢 野 忠 治	阿寒観光協会	松 岡 照 幸	くしろ西森林組合	東 利 勝
			木 村 芳 人	阿寒農業協同組合	小 瀬 泰	音別町商工会	佐 藤 紀 二
			門 間 俊 二	阿寒町町内会連合会	角 田 精	音別町連合町内会	岸 田 喜 良
			平 間 育 子	阿寒町社会福祉協議会	小 林 正 昭	音別町農業協同組合女性部	河 合 京 子
			鎌 田 敏 夫	阿寒町老人クラブ連合会	田 村 定 治	音別建設業協会	川 村 利 明
			小笠原 和子	阿寒町社会教育委員会	曾我部不二子	音別町社会福祉協議会	遠 藤 憲 鋭
			小坂田 裕二	阿寒町女性の会協議会	山 下 恵 子	音別町教育委員会	吉 田 正 勝
			近 藤 康 範	阿寒農協青年部	坂 本 淳	社会福祉法人音別憩いの郷知的障害者授産施設第二おんべつ学園	七 里 信 三
	近 藤 信 治	阿寒町ふるさとづくり推進協議会	梅 崎 明 生	おんべつ振興協会	荻 原 秀 一		
	共通委員	釧路公立大学	助教授	岡 田 浩			
		北海道釧路支庁	地域政策部長	駒 込 政 彦			
監査委員	阿寒町代表監査委員		藤 村 力				
	音別町代表監査委員		坪 田 優				

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	市 町 村 名
事 務 局 長	森 利 文	釧 路 市
事務局次長兼総務・計画班長	井 馬 千 里	釧路市(北海道派遣)
調 整 班 長	奥 宮 規	釧 路 市
調 整 副 班 長	川 畑 浩 士	釧 路 市
総務・計画班書記	高 玉 雄 司	釧 路 市
総務・計画班書記	高 田 英 俊	音 別 町
総務・計画班書記	早 坂 正 俊	釧 路 市
調 整 班 書 記	高 橋 和 弘	阿 寒 町